

第 28 回浜田市農業委員会総会会議議事録

平成 29 年 5 月 25 日 午前 9 時 30 分

浜田市役所 4 階 講堂 A B C

1. 出席委員

1 番 原田 義一	2 番 岡田 勝	3 番 廣瀬 康友	4 番 近重 良治
5 番 林 秀司	6 番 三浦 万人	7 番 牛尾 博美	8 番 小川 明人
9 番 佐々岡常喜	10 番 大谷 数義	11 番 齋藤 久行	12 番 橋本 安延
13 番 小谷 保雄	15 番 小松原常雄	16 番 三浦 寿紀	17 番 狹間 延雄
18 番 松山 純久	19 番 欠員	20 番 川方 耕治	21 番 岡堂 正顯
22 番 三明多佳志	23 番 原田 和義	24 番 神田 進	25 番 岡本 嗣喜
26 番 宮崎 龍生	27 番 渡辺 弘之	28 番 大屋 幸	29 番 渡邊 弘登
30 番 三浦 博文	31 番 岩地 正男	32 番 野上 省三	34 番 玉田 一
35 番 埴本 徹夫	36 番 徳田マスエ	37 番 岩田 功	

2. 欠席委員

14 番 岡本 健治 番	33 番 佐々木京子 番
-----------------	-----------------

3. 事務局出席職員

坂田事務局長、河野農地係長、柴田主任主事
渡邊主任主事

会 長 おはようございます。ただいまから第28回浜田市農業委員会総会を開催いたします。

本日の欠席は、

14番 岡本 健治 委員、 33番 佐々木京子 委員
番 委員、 番 委員
以上2名の方から欠席の届出が出ております。

また早退は、

5番 林 秀司 委員、 22番 三明多佳志 委員
番 委員、 番 委員
以上2名の方から早退の届出が出ております。

本日の議事録署名者は、

35番 埴本 徹夫 委員、 36番 徳田マスエ 委員です。
よろしく申し上げます。

会 長 昨日、石見農業共済組合の総大会がございました。ほとんどの方が、組合員でございますが、出されました28年度の実績報告ならびに収支決算、29年度の計画なり予算等も全て意見無く、反対者無く、全員賛成で承認されたという事でございます。とりわけ、その中で報告がございましたのが合併問題でございます。共済組合も現在、連合会を含めて県内に5地区ある訳…五つの組合がある訳でございますが、この度、連合会を含めて1県1組合になると言うのがございました。正式には、11月の総大会におきまして正式に決定になる訳でございますが、今、5月の末にかけまして、各組合の総大会において報告がなされると、これは理事会によって、決められたことが報告がなされると言う事でございます。平成22年に、国の方から各共済組合も1県1組合になる様にと言う指導がございまして、その後、それぞれの組合の役員の方と石見農業共済組合では、理事が二人おられまして、うち一人が今日、委員で来とられます三浦…三

隅の三浦委員が共済組合の副組合長としておられる訳ですが、この方々を中心に色々協議がされまして、一進一退があった様でございますけども、結果的には、この度、合併と言う運びになったと言う事でございます。本所を出雲に一応置くという事で決定されてございます。今後、合併の予備契約書等々を作りながら、11月の10日と言う風に聞いておりますが、この日に総大会で正式決定になって、発足は来年、4月1日付けで新しい島根県農業共済組合として、農済島根が発足するという事でございますので、皆さん方のほとんどの方が共済組合の組合員でございますので、そう言ったことがあったという事を、最初に報告をさせていただきたいと思っております。

会 長

では、議事に入ります。議第1号、農用地利用集積計画の策定について、議決を求めます。それでは事務局の説明をお願いします。

事 務 局

おはようございます。農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の策定について審議の上、農業委員会の議決をいただきたいと思っております。では、農用地利用集積計画について、農業委員会の柴田主任主事より説明させていただきます。

事 務 局

おはようございます。事務局の柴田です。よろしく申し上げます。それでは、お手元の方に、農用地利用集積計画案と利用集積一覧表をお配りしておりますのでそちらをご覧ください。農用地利用集積計画案についてですが、農業者の皆様からの申し出に基づいて、計画の方を策定しております。今回、申し出のありました利用権設定は、15件35筆、35,621㎡となっております。また、農地保有合理化事業で所有権移転が1件1筆、468㎡となっております。申し出のありました利用権設定につきましては、農業経営基盤強化促進法、第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。公告日は5月29日を予定しており、利用権設定については開始日を6月1日以降としております。農用地利用集積計画案については以上でございます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

会 長 以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。ございませんか。

会 長 無いようですので、採決に入ります。
今回の農用地利用集積計画案につきまして、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～全委員、挙手～

会 長 ありがとうございます。それでは、ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長 続きまして議第2号、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局 農業委員会等に関する法律、第6条第1項第1号の規定により、農地の所有権移転や農地の転用などの審議をお願いをいたします。

農地法第3条申請についてご説明いたします。農地法第3条申請では、農地を耕作目的で売買、貸借、贈与など、所有権の移転や使用収益権の設定、移転などについての審議いただきます。総会資料は3ページからになります。また、別冊の『総会案件現況写真』及びA3版『転用等案件箇所一覧』もご覧ください。

1号について説明します。資料は4ページ、図面番号①ですが、3ページの譲受人と譲渡人の記載が入れ替わっていますので、申し訳ありません、訂正をお願いします。申請地は、三隅町向野田の畑、223㎡です。場所は、三隅中央公園から約500m東の、日の原町内です。この申請は、譲受人が売買で、申請地を取得するものです。このたびの申請地とあわせて、譲受人の耕作面積は46a余り

となり、下限面積基準を満たしております。また、取得後のすべての農地を利用すること、労働力、地域との関係などをみても問題なく、不許可要件である農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当であると考えます。

農地法第3条申請については、以上1件です。

会 長 ただ今、事務局から第3条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、34番、玉田委員お願いします。

第34番 (玉田 一 委員)

34番、玉田です。只今、事務局から説明がありました様に、5月15日に現地の確認に行かせてもらいました。写真の通り、〇〇さんの家は申請地のすぐ前にありまして、場所的にも面積的にも問題はないと思いますのでよろしくお願いします。ただ、1点訂正をお願いしたいのですが、申請地の写真と資料で自作耕作地が田と畑で記載が違っていると思のですが、よろしくお願いします。

事務局 すみません。(写真の方の)上が田です。すみません。

会 長 以上で、第3条申請について説明が終わりました。皆様方からご意見、ご質問等がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第3条申請についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 ～挙手、多数～

会 長 ありがとうございました。

以上で、農地法第3条申請については承認されましたので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして議第3号、農地法第4条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、農地法第4条申請についてご説明いたします。農地法第4条申請は、農地の所有者など権利を有する者みずからが農地以外の住宅や駐車場、資材置き場などの用途に転用したいというものです。

1号、及び農地転用事業計画変更承認申請1号について説明します。申請地は、資料6ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、内村町の田、外1筆の畑です。場所は、美川保育園から約70m東の、内村町本郷上町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の用途指定なしの地域で第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を進入路にするものです。なお、この申請は、平成21年に同じ内容で既に許可したところですが、面積が2㎡ほど違っていたことにより、今回正しい面積で、もう一度申請されました。今後この申請が許可になると、前の間違っていた面積での申請を取り消す予定です。なお、この申請地は、同じく平成21年に進入路を目的とした4条申請の農地転用事業計画変更承認申請も出されています。これも面積が2㎡違っていたことにより、今回正しい面積での変更申請がありました。ちなみに差の2㎡は、既に分筆されており、後で説明しますが、5条申請で宅地として転用する予定という事になっております。ですので、今回の4条申請は、21年に総会にかけたものと同じ内容ではありますが、正しい面積での申請という事になります。

続きまして2号について説明します。申請地は、資料7ページ、図面番号③をご覧ください。申請地は、野原町の畑です。場所は、いわみーるから約170m南東の、野原町1町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の第1種住居地域で、第3種農地に該当します。当該申請の、転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。周囲は自己所有地であり、他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第4条申請については、以上3件です。

会 長 　　ただ今、事務局から第4条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号と農地転用事業計画変更につきまして、6番、三浦委員お願いします。

第 6 番 　　(三浦 万人 委員)

6番、三浦です。現地を確認しました。現地は、以前から舗装がしてあるのですが、わずかとは言え、こういう事は良くないのではないかと個人的には思います。それに、こう言う問題の時は、申請者本人が顔を出して叱るべきではないかと思うのですが、私は今まで現地で間違いで説明されたことはありません。現地へ来てわかりやすく本人に言えば、私も顔を知っている人ですし…もっと色々聞きたいこともあるのですが…まあ、そういう意味で私の個人的な考えですが一言いわせていただきました。説明は事務局の通りです。よろしくお願いします。

会 長 　　2号につきまして、18番、松山委員お願いします。

第 18 番 　　(松山 純久 委員)

18番、松山です。先日、事務局の方と現地確認をしましたが、何も問題もないと思いますのでよろしくお願いします。

会 長 　　以上で、第4条申請についての説明が終わりました。皆様方からご意見、ご質問等がございましたらお願いします。ございませんか。

無いようですので、採決に入ります。

第4条申請について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員 　　～挙手、多数～

会 長 　　ありがとうございました。以上で農地法第4条申請については、承認されま

したので、そのように処理をいたします。

会 長

続きまして議第4号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、農地法第5条申請についてご説明いたします。農地法第5条申請は、農地の所有者など権利を有する者から他の者が権利を取得して、農地以外の用途に転用したいというものです。

1号について説明します。申請地は、資料9ページ、図面番号④をご覧ください。申請地は、弥栄町木都賀の畑です。場所は、木都賀郵便局から約1km北の、大斉町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外の地域で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を集会所の駐車場にするものです。周囲に隣接する農地はなく、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして2号について説明します。申請地は、先ほどの資料と同じ6ページ、図面番号②をご覧ください。申請地は、内村町の畑、外2筆の畑です。場所は、先ほどと同じ美川保育園から約70m東の、内村町本郷上町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するもので、生活排水は合併浄化槽を通じて、また雨水等も道路側溝へ排出するため、他の農地への影響はないものと思われま

す。続きまして3号について説明します。申請地は、資料10ページ、図面番号⑤をご覧ください。申請地は、生湯町の畑です。場所は、長沢神社から約700m北西の、生湯町3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で、第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に個人住宅を建設するものです。なお、申請地がすでに宅地に転用されており、始末書の提出がありましたので、総会資料11ページに掲載しています。周囲に農地はなく、他の農地への

影響はないものと思われます。

続きまして4号について説明します。申請地は、資料12ページ、図面番号⑥をご覧ください。申請地は、周布町の田、外2筆の田です。場所は、浜田市立周布小学校から約150m南の、周布町3町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域内の準工業地域で、第3種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地を宅地造成するものです。各宅地への進入路に側溝を設置し、市道の既設側溝に接続し、隣地とは擁護壁を設置するため、他の農地への影響はないものと思われます。

続きまして5号について説明します。申請地は、資料13ページ、図面番号⑦をご覧ください。申請地は、金城町七条の畑です。場所は、特別養護老人ホームかなぎ園から約400m東の、新開町内です。申請地は、農用地区域外、都市計画区域外で第2種農地に該当します。当該申請の転用目的は、申請地に太陽光発電施設を建設するもので、他の農地への影響はないものと思われます。

農地法第5条申請については、以上5件です。

会 長

ただ今、第5条申請についての説明がありました。担当委員さんから補足説明がありましたらお願いします。

1号につきまして、16番、三浦委員お願いします。

第16番

(三浦 寿紀 委員)

16番、三浦です。譲渡人の〇〇さんが高齢で、かつてはこの地で小豆等を栽培されていましたが、今は耕作をお休みになっています。この建物が、県道34号線に側してしまして、50世帯の集落でしてその車の駐車に大変困っておられた状況で、そういったことで休耕の畑を駐車場に転用したいという事でしたのでよろしくお願いします。

会 長

2号につきまして、6番、三浦委員お願いします。

第 6 番

(三浦 万人 委員)

6 番、三浦です。事務局の説明の通りですし、また、写真を見てもらえるとわかるように、周りも排水も完備していますので、よろしくお願いします。

会 長

3号につきまして、17 番、狭山委員お願いします。

第 17 番

(狭間 延雄 委員)

17 番、狭山です。現地は事務局と確認に行きましたが、山の中でありまして、以前、大工小屋が建っていて始末書が出ていますが、農地としては、隣接するところが山ばかりなので影響はないと思いますのでよろしくお願いします。

会 長

4号は私の担当地区ですが、写真を見ていただけるとわかると思いますが、住宅があちらこちらに出来ている場所です。補水等につきましては、左側に写真がありますが、すぐその側に〇〇水道が出ています。ここからパイプ、あるいは明渠等で引っ張るのだらうと思いますが、いずれにしても周囲にはあまりご迷惑がかかるところではならぬだらうと考えております。よろしくお願いします。

会 長

5号につきまして、21 番、岡堂委員お願いします。

第 21 番

(岡堂 正顯 委員)

21 番、岡堂です。先般、事務局と現地を確認しました。長いこと耕作してない畑でありまして、かなりのパネルが座る予定です。設置される方は、町内の方ではありません。どこか会社を経営しておられる方で、隣接するところには何も支障はないのでよろしくお願いします。

会 長

以上で、第 5 条申請について、5 件、全ての説明が終わりました。皆様方から何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

第 6 番

(三浦 万人 委員)

5条の4号についてですが、写真の方で〇〇となっておりますが、△△の間違いではないですか。

会 長

そうですね。事務局、お願いします。

事 務 局

はい。すみません。〇〇になっていますが、写真ではない方の△△でございます。すみません。

会 長

おわかりでしょうか。写真の所が、〇〇となっておりますが、実際には△△だという事で、訂正をお願いいたします。

会 長

他にございませんでしょうか。

無いようですので、採決に入りたいと思います。

第5条申請について、ご承認いただける方の挙手をお願いします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。以上で農地法第5条申請については、承認されましたので、そのように処理いたします。

会 長

続きまして議第5号、平成29年度農業委員会活動計画について、事務局の説明をお願いします。

事 務 局

それでは、平成29年度農業委員会活動計画についてご説明いたします。資料は別冊で、ホッチキス止めをしてありますが、別紙様式1と別紙様式2でございます。1つ目ですが、様式2の方になりますが、平成28年度の目標及び達成に向けた活動の点検と評価です。農業委員会では、前年の活動の評価と本年度の目標を総会で承認を得てHP等で公開しなければならない事になっておりま

す。それで総会を通れば一般の方の意見を聞いて、毎年6月末までに、HPに報告して国の方に報告しなければならないとなっています。28年度の方でございますけど、目標の方が、一応農業委員会というよりは、農林業支援センターの方に絡んで来ますが、1ページの方は農業センサスとか、そういったもので決まった数字ですので、ほとんどいじる事が出来ません。そして、めくっていただきまして2ページ目の方ですが、28年度の方ですね、一応、目標の方は担い手の集約化、集積という事ですが、集積率が今のところ、12.72となっております。28年度の目標を30 m³という事にしておりましたけれども、結果的には、集積の方が若干、進みまして33.6 m³という事になって、112%の達成という事になっております。活動実績とか評価ですけども、これは今、農業再生協議会の方の総会がこれからありますので、その辺の中身と整合するように、その総会の内容を見て書かせていただきたいと思います。3ページ目ですが、新たに農業経営をしたものという事で、28年度は2経営体という事で、0.44 m³を新しく、新規参入された方がやられました。目標の方では、同じく2経営体という事でしたので、100%の達成率という事になっております。面積の方も、…前年は、面積がなかったのですが…一応、0.4という事で、一応110%、行ったという事になっております。続きまして、めくっていただきまして4ページ目になりますけども、遊休農地に関する措置の評価という事ですが、28年3月現在、皆さんに調査をしていただいた農地パトロールでのA判定だったものが、187 m³、一昨年の時点ではありました。それで行きますと浜田市は、7.1%の割合ということになります。28年度の目標ですが、1 m³解消という事で上げていましたが、再生協の中の耕作放棄地部会、農業委員会の事務局をしておりますが、そこで耕作放棄地になっているところを再生する事業をしていますが、その面積を毎年あげさせていただいていましたが、去年は新たに、耕作放棄地だったところを再生したと言うのはありませんでしたので、とりあえずこれについては、1 m³の目標に対しての実績は0 m³だったという事で、達成率は0と言うところで評価をさせていただこうと思っています。5ページ目の違反転用については、無かったという事で、これは毎年変わりません。それから6ページ、7ページにつきましては、3条など転用等の件数や、そういったものが去年の実績を載せてあります。

一応、28年度の点検と評価ですが、総会がまだ終わっておりませんので、この辺も含めまして、この様な形で点検と評価にさせていただきたいと言うところ
と、もう一つの、今度は29年度の目標でございますが、これも基本的には農業
センサスとか、そういうものに数字を使うという事ですので、センサスの結果
が出たのがですね、5年に1回で昨年出ております。なので、ほぼ昨年と同じ中
身になっています。めくっていただきまして、2ページ目ですが、担い手の集積
のところですが、これまでの集積面積が昨年度のものを足しまして、若干上が
り14.30という事になろうかと思えます。目標の方も、基本的には昨年度と同
じ、30㎡で行きたいと思っております。尚、ここにつきましても、先ほども何
度も申し上げました様に、再生協で、その辺りの目標面積等が示されれば、そ
ちらの方に変えさせていただきたいと思っております。尚今、面積等が決まっ
ていけば、教えて欲しいというお話はさせていただいたのですが、今策定中とい
う事でしたので、もしそこが変われば、この辺も変えさせていただきたいと思
っています。29年度の新たな参入者も、同じような理由で今のところ書いてあ
りません。これも、再生協等で人数や面積等が示されると思いますので、それ
を入れさせていただきたいと思えます。3ページ目の遊休農地に対する措置とい
うことですが、ここが先ほどの28年度と大きく変わるところが、Bのところ
ですね、一昨年までは、A判定が187だったということですが、昨年の農地パト
ロールの結果でA判定が、浜田市は58になっております。187㎡がA判定だっ
たのですが、昨年の結果では58になったと言うことで、一応ここの所、県等も協議
しましたが、今までの見誤りであったという事で、一応、結果的には県の方には
報告をしております。事業か何かをして、耕作放棄地が1/3に減ったと言う様
なことになりますと、全国的にもすごく立派な所だと言うことになりまして、
「どういった取り組みをして、耕作放棄地を1/3に減らされたのか。」という話
になり兼ねないと言うところがありまして…。今まで見てきたところが、若干見
間違えだったという所があると…。中には新しく、ちゃんと再生されたところ
あると思えますが、“ここは再生”されて、“ここは見誤り”だったというところ
の判断が付かないので、国の方には、全てはわかりませんが、実際は精査したら
こうでしたと、言うところでお話をして、とりあえず今年、今回は仕方無かった

という事になっていますので、割合の方は、2.36%と、とても優秀な成績になっております。目標の方は、1 m³を掲げております。今のところ耕作放棄地部会では、0.5 m³、三隅町の方で事業を実施するという事になっていますので、0.5は、たぶん出来ると思いますが、他にも含めて、何とか1 m³行けるように、目標を立てておきたいと思っております。尚この前申しましたが、ここで上げた目標が、全てがこの目標と一緒にありませんけども、今度はこの目標に対して、実績が出てきます。それによって、交付金等が変わると言うような仕組みになっておりますし、今度の新しい農業委員になってからでは、その日、何時間、誰が、どういう活動をしたかと言うことを、備に記録しておいて欲しいという難しい時代になってきています。記録して尚且つ、結果がどれだけ出たかでお金が支払われるという時代になってきていますので、その辺も適当に上げておいて、「出来ました。」「出来ませんでした。」と言うような事ですと、中々難しいということで、適当な面積や計画も上げておいてはいけないと言うような時代になって来たのではないかと思います。今年度は一応、この点検と活動の方で、まだ不十分なところはありますけれども、させていただきたいと思っております。

平成 29 年度農業委員会活動計画については以上です。

会 長 ただ今、事務局から平成 29 年度農業委員会活動計画についての説明がありました。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。ございませんか。

無いですので、平成 29 年度農業委員会活動計画につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員 ～挙手、多数～

会 長 ありがとうございました。ご承認いただきましたので、この計画に従って、今年度の農業委員会の活動を行ってまいりたいと思います。

会 長 続きまして議第6号、平成29年度農作業標準料金について、事務局の説明を

お願いします。

事務局

平成29年度の農作業標準料金について、事務局より提案いたします。総会資料14ページをご覧ください。農作業標準料金は、農業委員会が定めて告示をしているものです。今年度の、この取り扱いを先月の総会後の運営協議会においてご協議いただきました結果、今年度もこれまでと同額とするとの結論をいただきました。ただ、乾燥調製と言うところで、今まで籾一袋500円、調整について30kgあたり500円という風に書いていましたが、乾燥調製を1つにして、30kgあたり（製品あたり）に変えた方が現実に適しているだろうという事で、一応、そこを変えて併せて1000円。という事にしております。尚、農作業賃金8時間あたりも、現在の最低賃金が、718円と少し上がっていますので、そこも、5600円～にしていますが、今回は、5800円～6800円くらいで、1000円の間を設けて、今年度はこれでさせていただきたいと思っております。

平成29年度の農作業標準料金については以上です。

会長

以上で事務局の説明が終わりました。皆様方の中で、何かご意見がございましたら、ご発言願います。どなたか、ございませんか。基本的には前年度と変わっていないという事です。あくまでも、これは標準ですので、地域、地域によって前後あるかと思いますが、一応、この様に定めたものでございます。ございませんでしょうか。無いようですので、採決に入らせていただきます。

平成29年度農作業標準料金についてご承認いただける方の挙手をお願いします。

委員

～全委員、挙手～

会長

ありがとうございます。それではご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会長

続きまして議第7号、平成29年度下限面積（別段面積）について、事務局の

説明をお願いします。

事務局

それでは、別段面積の改正についてご説明いたします。総会資料15ページをご覧ください。別段面積（下限面積）ですが、法的には5反、50aが標準という事になっておりますが、各市町村で決定できるという事になっておりますので、今のところ、平成25年以降改正がされていませんが、先月の総会終了後、運営協議会と話をさせていただきましたが、結果的には、今年も変えずに行かさせていただきたいという風に思っています。尚、この面積を設定するのに、基本は5反がベース…5反を切つてはいけないと言うのがあります。が、地区に応じて変えても良いと言うのがありますが、その地区の平均的な農家の40%よりも下げてはいけないと言う指針があります。と言いますのが、浜田で基本的に40%行くのが…もうひとつこの1枚紙でセンサスの資料を付けております、数字が書いてありまして、浜田市大麻村とか今福村、国分村、有福村とか…この資料があると思いますが、これが一応最新のセンサスで5年に1回しか出ませんが、昨年に出ています、また5年後に出るのですが、5年間はこれで行くしかないのかなという風に思っております。センサスで行きますと、浜田市、それから大麻、今福で合計して旧浜田。金城の場合は3つに分けて合計で旧金城。旭の場合は、6個の地区で集計をしていまして、合計で1個というような感じになっています。そこを見ますと、1反、それから2反、3反、4反、5反という風に、農家の件数とそのパーセンテージが書いてあります。ですので、1反未満農家と言うのが、浜田市で見ると1件で0.2%、2反になると211件になり、42%になるというような割合の見方になります。国が言うには、その地区で40%を下げてはいけない。40%以上、概ね40%以上でなければいけないという事です。今、こちらで見ますと、昔は旧浜田町とか、旧長沢村とか改正前では決めていましたが、平成25年からは自治区で括って、浜田では2反、金城では4反と言う風に決めております。これを単純に見ますと、旧浜田で40%を超えていれればと言うところになりますと浜田だと2反、金城だと5反、それから旧旭で40%を超えている所で行きますと4反、旧弥栄ですと40%を超えるのは合計で行きますと5反のところになります。三隅で行きますと3反という事で、単純に合計の

ところで見れば、金城とかは5反にしないといけないのかと思いますが、なるべくやっぱり下げて、誰でも農地を取得出来るようにしたいと言うのがありまして、浜田の中で旭とかを見ていただきますと、全体だと41.76%で4反にしなければならぬところですが、旧都川村を見ると3反のところすでに40%になっているという様なところがありますので、この中で個別に見て40%になるころがあれば、そこでなるべく下げて行こうという事で見たいと思っております。ですので、旧浜田を見れば2反でいいんですが、旧金城で見れば旧今福村の2-1と言うところですが、38%で4反ですので、ここで金城は4反という事にさせていただいて、旭で行けば先ほどの都川で、ここは3反が一番近いので旭も3反。金城も木都賀村が3反で40%になっているというところで、木都賀村の方を採択して3反と言うようなところで、昨年の説明をさせていただきましたが、今年度も変わらずにこのままで行こうと言う提案でございます。尚、司法書士からは、都市計画区域内はもうほとんど下限面積を無くしてほしいと言うような要望も出てきておりますが、江津の方の司法書士も同じように要望されていて、もしするのであれば江津と競合して改革はしていきたいと思っておりますのが、今年度は江津はまだそこまで考えて無いという事でしたので、一応、要望は出ておりますが、今年度はこのままで行かさせていただきたいと思っております。

平成29年度下限面積（別段面積）については以上です。

会 長

ただ今、平成29年度下限面積（別段面積）について説明がありました。基本的には前年度と変わっていないという事です。この件につきまして、皆様方から何かありましたらお願いします。

第 6 番

（三浦 万人 委員）

この件数と書いてあるのは、農地の取得者と言う意味なんですか？耕作者ではないんですかね？

事務局

かなり膨大な量がありまして、どれがどうだとはちょっとハッキリしないのですが、おそらく1反あたり以上の農家の方か、もしくは収入が15万円以上あ

った方を対象として、農業センサスで出た値だと思います。

第 6 番

(三浦 万人 委員)

やっぱり、地権者という事ですね？

事務局

まあ、センサスで耕作を幾らされていますか？と言うことで、おそらく1反以上の方が上がって来る言う所ですが、1反未満も出ていますのでその辺はどうしてかなと…

第 6 番

(三浦 万人 委員)

今、全部集積とかをしてますよね？だったら、農業法人が預かっているところもありますよね？だから…まあ、耕作者だったら…

事務局

そうですね。たぶん、耕作者だと思います。

第 6 番

(三浦 万人 委員)

耕作者だったら、数字がちょっとあやふやな気がしますし。耕作者でないんだったら…地権者だったらいいのかなと言う気がします。

事務局

そうですね。耕作者だと思うんですけどね…。でもまあ、5超未満が無いようですので…。すみません、その辺がセンサスの中身がハッキリわからないのですが、たぶん耕作者で一般的な人の集計を取ってきたと思っておりますが。

第 6 番

(三浦 万人 委員)

耕作者だったら、数字的におかしいかと…。地権者でしょう？皆さん、ねえ？

委 員

—審議—

会 長

いいでしょうか？

第 6 番

(三浦 万人 委員)

ええ様な悪いような…なんか、わかったような。わからんような…。

事務局

ちょっと、この分だったかを確認しておきます。どういう対象の人の集計だったかと言うことをもう一回確認します。

会 長

農林業センサス上では、貸しとる面積、借りとる面積、自己所有地面積になつてゐるからね。

第 6 番

(三浦 万人 委員)

自己面積に貸地を足したものが、ここに入ってる？

会 長

…と、思われるがな。わからんが、センサスの数字だったらすよ。要するに耕作面積ですかね…。

他にはありませんか。

今の件は、また事務局の方で調べて報告していただくという事をお願いしたいと思います。

それでは、平成 29 年度下限面積（別段面積）につきまして、ご承認いただける方は挙手をお願いします。

委 員

～挙手、多数～

会 長

ありがとうございました。ご承認いただきましたので、そのように処理いたします。

会 長

続きまして、協議・報告事項について事務局の説明をお願いします。

事務局

協議報告事項はありません。

会 長

その他、事務局からありましたらお願いします。

事務局

別添、事務連絡をご覧ください。先月もお話ししましたが、農業委員の選出についてもう一度お話しします。

先般、各支所との課長会議がありまして、新農業委員に関して協力をお願いを各支所にしております。ですので、各支所の産業建設課の方から各自治区の方は色々とお話をさせていただく事があるかと思っておりますので、ご協力していただけましたらと思います。その時に、こういった改正と言うか中身なのかという事を、農業委員さんの方でも理解をしておいていただいた方が良いのかなという話がありましたので、今回の事務連絡の方で資料を付けさせていただいております。一つは、推進委員の地区割り表を付けております。浜田の方は推進委員が6名、金城の方は3名、旭も3名、弥栄が2名、三隅が4名という事でございます。農業委員の方は浜田が6名、金城が4名、旭が3名、弥栄が2名、三隅が4名という事で、浜田市で合計12名、金城が7名、旭が6名、弥栄が4名、三隅が8名という事でいきたいと思っております。もう一つ、制度の改正の中身という事で付けさせていただいております。少し説明させていただきますと、一応改正の全体像と言うところで、2ページの②ですが、最適化担い手への利用の集積や耕作放棄地の発生防止。こういうのが、今までは農業委員会がやっても良いですよ。と言っていたものが、今度からはやらなくてはならない。という事になっております。①は、今もやっている3条や4条、5条の許可。これはこのまま、必須でやらなければならない。と言うことなんです、今まで任意だったものが、今度からは最適化に集積をしなければならないという事になりました。ですので、国は②のところを推進委員さんにやらせてもらおうと言うこと、こう言う担い手への集積や耕作放棄地の防止の農地パトロールみたいなものを、この推進委員さんにやっていただいて、農業委員は今までの様に申請の許可判断をしようと言うような事に変えると。今度の農業委員会からは推進委員は現場、農業委員は今まで通りと言うような感じでやるようにという風になりました。と言うような事が書いてあります。3ページめですが、今までは基本選挙で選出しておりましたが、今度からは推薦と公募で両方を決めるという事が

書いてあります。農業委員に関しましては、市町村の議会の同意が必要という事になっております。議会の同意を得て、最終的には市長が任命するという事になる。と言うことが書いてあります。この事を考えまして、議会に同意がいるという事になりますと、皆さんの任期が2月末までという事になっておりますので、その直近の議会となると、12月には農業委員さん19名を予定しておりますが、議会で同意をいただかなければならないという事になります。ですので逆算して行きますと、10月に募集をかけて公募と推薦をいただいて、11月にはもう人選を決定したいと、でないとも12月の議会に間に合わないのかなという事になります。推進委員と手続きですが、推進委員と農業委員の公募ですが、農業委員の方は、認定農業者でなければいけないと言うのがあります。浜田の場合、農業委員が19名を予定しておりますが、認定農業者が半分以上でなければならぬと基本決まっていますので、浜田の場合は10名は、認定農業者がいなければならないという事になります。現在の農業委員は37名おられますが、認定農業者になっておられる方は3名です。法人も含めて、浜田市の認定農業者は60名で、1/6の10名を出しなさいという事ですが、認定農業者の例外として認定農業者が委員数の8倍を下回る場合は、8倍以下でも致し方無いと言うのがありまして、こちらの場合下回るのです。その場合は、AやBやCでも良いという事で、Aの場合は、今認定農業者でなくても、認定農業者に準ずる者…元認定農業者であったとか新規認定就農者、集落営農組織の役員等も入れて、認定農業者が10名だった場合でしたら良いという事になっています。それも難しいとなれば、1/2は無理でも1/4は確保してください。しかしその場合は、市町村の議会の同意を得て下さいという事になっています。うちの場合は、19名ですので1/4となると、5人認定農業者の方に入っていただきたいと思っております。もし、5人も無理だという事になれば、農林水産大臣のところへ行って公認を得なければならないとなります。これだけは避けたいと思っておりますので、5名の方に出ていただきたいなと思っております。それで、農業委員さんの方は認定農業者が5名、各自治区から1名は選出していただきたいと、先般お願いさせていただいたところです。農業委員は今までは農家の方でないとも選挙権がないと出来ないとかありましたが、基本的には犯罪歴がないとか、そういったこと

であれば誰でもできます。江津の方でも可能です。浜田に住所がなくてもなれます。それから、推進委員の方は、一応そう言った決まりは書いてありませんが、江津市などは市民でないといけないと言った縛りが付けてあります。基本的には農家の方でなくても、誰でもやる気があればなれるとなっています。ただ一点、農業委員の方ですが、中立な方が入ってほしいと言うようなことがあるようでして、単純に中立といえば学校の先生だとか司法書士さんなどがふさわしいと言われていますが、1人農業をされていない方が入るのが良いのかな思っております。今も変わらないとは思いますが、農業委員は基本的には地区を決めてはいけないことになっております。実際今、そうは言われてられないので旭何名、浜田何名と言ってますが、決めてはいけない事になっています。推進委員は、地区を決めてそこから出てもらうと言うような形になっております。それで、推進委員は何人選出出来るかと言う上限ですが、ここに書いてありますのが、浜田の農地の面積から行きますと、推進委員を委嘱する農業委員会上限が19名と書いてあります。この19名と言うのが、浜田市になります。ですので、農業委員の上限は19名という事になります。推進委員は農地が100ヘクタールに1人という事になっております。それで農地の面積をどこで捉えるかによって、ここが全然変わって来るのですが、一応、国が言われるのが農地台帳に入っているところが農地の面積だとかいわれることがあります。これは、もう家が建っていたりしても登記が宅地でなくて田だったりしたものも入っております。こういうのも全部含めると、浜田は5800ヘクタール位ありますので、最高58人くらいを選出することができるのですが、その中でも本当に作っておられる所だけとすると、本当に面積が減ってきます。それで、どこでその浜田市の農地の面積を捉えるというのが、色々A判定を含めるか、B判定も含めるのか。AもBもダメなのかとかですね、現況が農地だとか、現況は宅地だが登記が畑とか、逆の場合もあるので、登記は宅地だけど現況は畑で課税されているとか色々あります。一応、先般お話をしましたが、その辺の人数、お金、推進委員さんと農業委員さんの報酬のお金の話も、どうしたらいいのかと言うのがあったんですが、浜田の方では一応、農業委員は19名。それから推進委員は18名、あわせて37名で変わらないという事で、報酬の方も今と変わらず、農

業委員も推進委員も同じ金額でやろうという事でさせていただきたいと言うところで、先般お話をさせていただいて承認をいただいたと認識しております。今度の農業委員は、総会に出て議決権があるので、そこで採決をするのが農業委員。推進委員は総会には、総会の出席義務はありませんが議決権はありません、現場が主になります。集積や荒廃農地の防止に努める現場で働くのが推進委員という事で決まっています。基本的に農地パトロールを推進委員がやる、農業委員は総会だけやると言うのが国の言い方ですが、そういう事で募集をして集まることはまずないと思いますし、難しいだろうという事がありましたので、一応農業委員と推進委員は選出しますが、分け隔てなく報酬も同じなので、仕事はみんなと一緒にやると。今までと変わらないと。推進委員も総会に来ていただくし現場も見ていただく。農業委員も農地パトロールもするし総会の案件があれば、推進委員と一緒に現場も見に行くと。そのような形でやっという事になっております。それで人数の振り分けをしたのが、先ほどの説明の人数になります。推進委員は先ほど言いました様に、決められた地区から1名と言うような募集をかけなければなりませんので、その案を作っております。議会の関係で9月議会に上程して、10月から募集をかけたいと思っております。他の町村では、1ヶ月間くらいは、募集をかけなければいけないと、概ねなのですが24日は必ず募集をかけなければいけない事になっているみたいですが、議会の関係があつて、議会が通ってから募集をかけると、10月いっぱいくらいになるかと思うのですが、仮に出ない場合を考えて1ヶ月延ばして、2ヶ月に延ばして募集をしている町村もあるようですが、こちらの場合は11月には決めなければならないといういきさつがありますので、その辺を皆様にご協力をいただきたいと思いますと思っております。一応、これまで説明させていただいた内容を再度説明させていただきました。以上です。

会 長

はい。この事につきましては、何回となく今まで事務局の方から、説明なりしておりますので、概ね念頭に入っていると思います。他の自治区につきましても今、産業経済課ですか？経政課ですか？これ辺りを中心に進めているようでございますが、先ほど事務局からありました様に、浜田の場合ではそういった

部署はありませんので事務局方で音頭を取っていただいて、9月、10月はすぐに来ますので、出来るだけ早め早めに着手したいと思っております。他の時期につきましてもそれぞれご意見等もあるかと思いますが、何かこの事につきましてご意見等がありましたらお願いしたいと思っております。

第 16 番

(三浦 寿紀 委員)

16番、三浦です。先月、総会を欠席してましたのでお聞きしたいのですが、只今の説明の中で、報酬が農業委員と推進委員を一緒にしようという事でしたが、あと同等と言うか会合も出て現場も一緒に出てとありますが、国が推進委員は現場での実業報告の義務化になっていると今お聞きしましたが、そう言ったことで多くの義務化の人と総会の議決のみの方でもOKですよという人と、報酬の査定ですね、国がそれで本当に認めてくれるのかって言うのはどうなんでしょうか。

会 長

事務局の回答をお願いします。

事 務 局

報酬はやはり、市町村の考えで決めていいということですので。まあ全然その辺は、国は良いとか悪いとか言うことはありません。ただ、農地パトロールとかをすれば、一応それに応じて市の方から補助金をもらってますけれども、その分については、農業委員が農地パトロールをするのは構いません。ただし、補助金の対象にはしませんと言うスタンスになっています。ですので、推進委員が働いて推進委員に支払った農地パトロールのお金は補助対象ですが、農業委員が農地パトロールをしたものは、市があげるなら構わないが、補助金の対象にはならないと言うような縛りになりますので、その辺がうちの財政部局との話になってくるのかなと思っておりますが、それで国がどうこう言う事はありません。どっちが上だとか下げろとか同一にきなさいという事はありません。ただ先ほど言いました様に、お金はあげらる人とあげられない人がいる。と言うような感じにはなります。

会 長 三浦委員、よろしいでしょうか。

第 16 番 (三浦 寿紀 委員)

はい。

会 長 その他、ございませんでしょうか。まあ、他の市町村はわかりませんが、先ほど質問がございました様に、浜田の場合には農業委員も推進委員も、色を付けないでいようと、お手伝いすることも払う事も同じでいいでしょうという線で、一応ついたという事でございます。色々、ご異論はあろうとございましょうが、他の市町において若干、差を付けるところもございますけども、浜田の場合はそういう事で一応ついたと、今のところついたというところでございます。

そうしましたら、全体を通じてご意見等ございませんでしょうか。

無いようですので、以上を持ちまして第 28 回総会を終了します。ありがとうございました。

事務局 すみません。急なことですみませんが、浜田自治区と金城自治区の農業委員の方は委員の改選について協議していただくため、総会終了後お残りください。

終了 午前 10 時 59 分

以上、本日の議事の顛末を記録し、相違ないことを認め署名する。

議 長

委 員

委 員

